⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　上記１⑵の件名ごとに次のとおりとする。
A　平成22年３月31日
B　平成22年３月５日
⑸　納入場所　上記１⑵の件名ごとに次のとおりとする。
A　国立大学法人筑波大学医学群
B　国立大学法人筑波大学生命科学動物資源センター
⑹　入札方法　上記１⑵の件名ごとにそれぞれ入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条及び第47条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　入札者の競争参加資格　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成21年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
⑶　購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑷　本公告に示した物品を契約担当役が指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。
⑸　国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第49条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
⑹　契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先　〒305―8575 つくば市天王台１丁目１番地の１　国立大学法人筑波大学医学系支援室会計係　佐藤　慎一　電話029―853―3025
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成21年９月７日17時00分
⑷　開札の日時及び場所　上記１⑵の件名ごとに次のとおりとする。
A　平成21年９月29日14時00分　国立大学法人筑波大学医学学系棟３階会議室
B　平成21年９月29日15時00分　国立大学法人筑波大学医学学系棟３階会議室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約担当役が判断した入札者であって、国立大学法人筑波大学の財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。
５　Summary
⑴　Contracting Entity : Satoshi Tanaka, The Obligating Officer Director-General Trustee, University of Tsukuba
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
A　Ventilated dissection table 1 Set
B　Autoclave apparatus System 1 Set
⑷　Delivery period :
A　By 31, March, 2010
B　By 5, March, 2010
⑸　Delivery place :
A　School of Medicine and Medical Sciences, University of Tsukuba
B　Laboratory Animal Resource Center, University of Tsukuba
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 46 and 47 of the Regulation concerning the Contract for University of Tsukuba Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2009 in the Kanto・Koshinetsu area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, or in tenders by University of Tsukuba,
C　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,
D　prove to have the ability to deliver the products, required by this notice, on the date and to the place specified by the Obligating Officer,
E　meet the qualification requirements which The Obligating Officer Director-General may specify in accordance with Article 49 of the Regulation,
F　not be currently under a suspension of business order as instructed by The Obligating Officer Director-General.
⑺　Time limit of tender : 5 : 00 PM 7, September, 2009
⑻　Contact point for the notice : Shinichi Sato, Accountant Section, Academic Service Office for Medical Sciences, University of Tsukuba, 1―1―1 Tennodai Tsukuba-shi 305―8575 Japan, TEL 029―853―3025

○第10号

１　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　借入件名及び数量
情報科学類教育用計算機システム　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　借入期間　平成22年３月８日から平成26年３月７日
⑸　借入場所　契約担当役が指定する場所
⑹　入札方法　入札金額は、１月当たりの単価を記載すること。落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条及び第47条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成21年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
⑶　本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。